

令和8年度高知県働き方改革普及促進事業（属人化解消）委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度高知県働き方改革普及促進事業（属人化解消）委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

本県では、県政の最重要課題である人口減少に歯止めをかけるため、すべての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を目指し、男女が家事・育児を分担して行う「共働き・共育て」を推進している。

こうした取組の一環として、男性育休等の休暇を取得しやすい環境整備を進めるため、令和7年度から、業務の属人化解消に向けたモデル事例の創出や、高知県登録働き方改革コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）による支援体制の構築に取り組んでいるところである。

しかし、同年度に県が実施した「高知県労働環境等実態調査」においては、男性育休取得を促進するうえでの課題として「代替職員の確保が困難」（69.5%）との回答が最も多く、前年より4ポイント増加するなど、人手不足に歯止めがかかっていない状況が明らかとなった。

このため、本事業では、業務の属人化を解消し、従業員が柔軟に複数の業務を遂行できる体制（多能工化）の構築を支援することで、企業における仕事と育児の両立支援体制の強化および生産性向上を図り、その結果として男性育休の取得促進につなげることを目的とする。

4 業務内容

(1) 属人化解消推進に向けた研修会の開催

ア 属人化解消の取組事例普及セミナーの開催

県内企業の経営者層及び人事・労務担当者を対象に、令和7年度高知県働き方改革普及促進事業（属人化解消）委託業務で巡回指導を受け、業務の属人化解消に取り組んだ企業の事例を、県内企業に横展開するための普及セミナーを開催すること。

(ア) 研修回数等

・令和8年7月までに、高知市内で3時間程度のセミナーを1回以上実施する。

(イ) 対象者

・県内企業の経営者層、人事・労務担当者

(ウ) 定員

・30社程度（各企業から複数名の参加を想定）とする。

イ 属人化解消推進研修会（基礎編）の開催

社内での属人化解消に向けた取組を行う動機付けとなるよう、属人化解消の効果などの基礎的な理解を深める研修会を開催する。

(ア) 研修回数等

- ・令和8年7月までに、高知市内で3時間程度のセミナーを1回以上実施する。

(イ) 対象者

- ・県内企業の経営者層、人事・労務担当者

(ウ) 定員

- ・30社程度（各企業から複数名の参加を想定）とする。

ウ 属人化解消推進研修会（実践編）の開催

社内の属人化解消推進に関する実践的な理解を深めるセミナーを開催する。

(ア) 研修回数等

- ・令和8年7月から令和9年2月までの間に、高知市内で4時間程度の研修を4回以上実施する。

(イ) 対象者

- ・主に、4 業務内容（1）アの研修会に参加した県内企業の役職員

(ウ) 定員

- ・10社程度（各企業から複数名の参加を想定）とし、県と協議のうえ決定する。

(エ) その他

- ・令和9年度以降に、本事業の参加企業による事例発表会の開催を想定しており、そのことも踏まえた内容とすること。

エ 属人化解消推進フォローアップ研修会の開催

令和7年度に本事業に参加した県内企業及びコンサルタントを対象に、研修会後のフォローアップを目的とした研修会を開催する。

(ア) 研修回数等

- ・令和8年7月から令和9年2月までの間に、高知市内で3時間程度の研修を2回以上（参加企業向け1回以上、コンサルタント向けを1回以上とする。）開催する。

(イ) 対象者

- ・令和7年度高知県登録働き方改革普及促進事業（属人化解消）委託業務で実施した研修会に参加した企業8社の担当者及びコンサルタント8名

(ウ) その他

- ・広報用チラシの作成は不要だが、研修内容を盛り込んだ案内資料を作成し、前記（イ）対象者に案内すること。

オ 共通事項

(ア) 研修会開催等

- ・開催場所は県と協議のうえ決定する。
- ・オンライン併用で実施すること。
- ・研修会の受付・進行など運営は、原則として受託者が行う。
- ・会場使用料や当日資料の印刷など、研修実施にかかる費用は受託者が負担する。
- ・受講者の負担は無料とする。

(イ) 研修会の内容

前記イ 属人化解消推進研修会（実践編）については、以下の内容を全て盛り込むこ

と。その他の研修会では以下の内容から事業目的を達成するために効果的と考えられる内容を選択して盛り込むこと。

- ・業務の属人化解消やいわゆる多能工化の実施に向け、職務分析をはじめとする業務分析・改善の手法。
- ・OJT、OFF-JTの実施など定着・実践のための手法。
- ・特殊スキルを有する従業員に対する対応策。
- ・主な想定業種は、卸・小売業、建設業、製造業とし、中小企業を想定した内容とすること。また各業種の特性を踏まえたより実践的な内容とすること。
- ・研修終了後に自社で運用、改善できるよう留意すること。
- ・研修会は、集合研修方式で実施するが、研修ごとに次回研修会に向けた課題等の提出を求めることなどにより、できるだけ個別コンサルティングと遜色ないような対応を行うこと。

(ウ) 講師

以下の要件を満たす者を選定すること。

- ・業務の属人化解消や働き方改革に関して深い知見を有し、これらのテーマに関する研修の講師を複数回務めた実績を有していること。
- ・実際に企業において業務の属人化解消やいわゆる多能工化支援に係るコンサルティング経験があり、社内の士気の向上や生産性向上等に高い効果を上げた実績があること。

(エ) その他

- ・別途、希望するコンサルタント（最大15名程度を想定）に資料配付を行うとともに、会場後方に参加者数に応じた座席を確保すること。なお、質疑応答への対応など個別支援を行うことは要しない。

(2) 運営管理

ア 準備業務

会場の手配、テキスト・配布資料、受講者アンケートや進行シナリオの作成・印刷等業務の実施に必要な準備を行うこと。なお、会場手配や受講者アンケート、進行シナリオなど別途県が指定する業務については、県と事前に協議のうえ遂行する。

イ 受講者の受付

受講者の受付を行うとともに、受講者の受付後は、申込者に受理通知をすること。また、受講者の受付状況について、週に1回程度県へ報告すること。なお、コンサルタントへの各種対応についても併せて行うものとする。

ウ 研修会に係る当日の運営業務

会場の設営及び撤去、受付、講座の司会・進行管理、記録（写真を含む）、受講者アンケートの実施等、運営に必要な業務を行うこと。

エ 管理等業務

受講者の受講管理（例：受講生の出欠確認）や会場使用料など必要経費の支払等、講座の実施に必要な管理等を行うこと。

オ 報告業務

毎回、使用するテキスト等を研修会開催の前々日までに、受講者アンケート結果及び参加者名簿を終了後速やかに県に提出すること。

カ その他

その他、事業を実施するうえで、効果的な取組について県と相談し実施すること。

(3) 事業の募集・周知

ア 募集サイトの構築、運用・保守

- ・ 属人化解消推進研修会に参加する企業を広く募集するために、募集内容やイベント概要などを掲載した募集ホームページを、研修会開催の1か月前までに作成すること。
- ・ サーバーやドメイン使用料の支払い、並びに障害発生時の対応などのホームページの運用及び保守を行うこと。
- ・ 広報終了後は、Web ページを削除するなど、適切な対応をすること。
- ・ 令和8年度高知県働き方改革普及促進事業（普及促進）にて関連情報を一元的に掲載する Web ページの作成及び Web 広告を実施するため、本事業の受託者は普及促進事業の受託者と連携し広報を行うこと。

イ チラシ作成、配布

4 業務内容（1）に定める研修会の参加促進を目的とした広報チラシを作成し、県内企業へ周知を図る。作成した広報チラシは、県が提示する配付リスト（送付先、送付部数を指定）に基づき、発送すること。

（ア）仕様等

- ・ 仕様は、A4両面、マットコート紙70kg以上とする。
- ・ 部数は2,000枚とする。

（イ）チラシの配布

- ・ 送付部数は700枚とする。
- ・ 送付先は県内の関係団体など、県が指定する40箇所とする。
- ・ 令和8年6月末を発送期限とする。

（ウ）県への納品

- ・ 前記（イ）の残部を高知県商工労働部雇用労働政策課へ納品すること。

a. 納品先 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

TEL:088-823-9764

b. データ納品 PDF 及び JPEG データ等でも納品すること。

c. 納期 令和8年6月末

ウ その他

前記 ア・イ の方法に加え、参加者募集に効果的な広報を実施すること。なお、広報の実施にあたっては県と受託者との協議により定めるものとする。

(5) 実績報告書等の提出

令和9年3月31日までに業務の実績等を整理した報告書を作成し県に提出すること。

5 その他

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託終了後も同様とする。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、この業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、県と受託者との協議により定めるものとする。

6 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて県と受託者が協議のうえ、これを解決するものとする。